

家畜衛生広報

ながの

家畜の



長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
長野市安茂里米村1993
026-226-0923

「飼養衛生管理基準」が制定されました

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)が平成16年9月9日をもって改正され、**牛、豚及び鶏**についてその所有者(所有者以外の方が管理する場合には、その方)が守るべき**飼養衛生管理基準**が定められ、平成16年12月1日から施行されます。

定められた飼養衛生管理基準の詳細は、別添のパンフレットをご覧ください。

平成13年9月の牛海綿状脳症(BSE)の発生以降、安全な畜産物を安心して消費してもらえるような体制づくりが重要となっており、**生産から消費に至る各段階における畜産物の安全性の確保**が求められています。畜産物の安全性の確保のために、家畜の飼養段階(生産現場)において衛生管理を改善することにより、家畜の伝染病の病原体の汚染を少なくすることが重要となっています。

家畜の伝染病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、家畜の所有者が、家畜の伝染病の発生を予防するために**当然守るべき**と考えられる、**最低限の衛生管理の基準**を定めたものです。

衛生管理の具体的な方法は、別添のパンフレット「家畜の飼養衛生管理基準について」によるほか、家畜の種類や経営形態など様々な条件によって異なるため、農場の状況に応じて農場で診療を行っている獣医師や家畜保健衛生所の獣医師などによる助言や指導が行われる場合もありますので参考にして下さい。

なお、このような助言や指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、県知事による勧告、命令が行われる場合があります。

勧告に従わない場合には、都道府県知事は勧告に従うよう命令ができることになっており、この命令に違反した場合には罰則も定められています。

飼養衛生管理基準を遵守して、**県産畜産物が安心**であることをより強くアピールできるよう**生産者の皆様のご協力をお願いします。**